

個人に係るタックスヘイブン対策税制の 概要と改正点

税務研究会『国際税務』2010年 Vol.30 No.2
税理士法人トーマツ ディレクター
税理士 飯塚 信吾

〈略歴〉

28年の国税勤務経験を経て、2008年に税理士法人トーマツ東京事務所に入社。
東京国税局勤務中は、外国人およびクロスボーダー取引など個人を中心とする国際課税に関わる業務に11年間従事。特に海外からの派遣社員の税務の執行等に携わる。著書に『[[改訂版]Q&A 外国人の税務』(税務研究会出版局・共著)。

平成21年度税制改正において、内国法人に対し外国子会社配当益金不算入制度が導入され、法人に対するタックスヘイブン対策税制もこれに併せて大幅に改正された。個人(日本の居住者)がタックスヘイブンに所在する法人を利用してその所得を留保し、税負担を回避している場合においても、一定の条件のもとで、タックスヘイブン対策税制の適用があり、所定の金額がその株主である個人の雑所得の収入金額に算入されることとされているが、この内国法人に対する外国子会社配当益金不算入制度の導入等に併せ、個人においても特定外国子会社等からの剰余金の配当等については、所定の金額が配当所得から控除することとされ、タックスヘイブン対策税制についても所要の改正が行われている。そこで、本稿では個人に係るタックスヘイブン対策税制の概要及びこれらの改正点等について概観することとする。

なお、昨年末に公表された平成22年度税制改正大綱には、タックスヘイブン対策税制に係る改正が盛り込まれており、平成22年度以降さらに大幅な改正があるものと見込まれる。

1 居住者の特定外国子会社等に係る課税の特例

(1) 制度の概要

居住者に係る特定外国子会社等が適用対象金額を有する場合、その金額のうち、その者が有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとして定められる金額(「課税対象金額」という。)については、その者の雑所得に係る収入金額として、各事業年度終了の日から2カ月を経過する日の属する年分の総収入金額に算入される。

改正後の規定は平成21年4月1日以降に開始する特定子会社等の事業年度について適用され、これ以

前に開始した事業年度については旧法が適用される(附則 31 条1項)。したがって、特定外国子会社等の決算期間が 1 年であれば、個人については平成 22 年分の申告以降に改正後の規定が適用されることになる。

(2) 特定外国子会社等(措法 40 条の 4 第 1 項、措令 25 条の 19)

外国法人で、その発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者(注)が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合が 100 分の 50 を超えるものを外国関係会社といい、以下のイ又はロの居住者に係る外国関係会社のうち、その本店又は主たる事務所の所在する国、地域において法人の所得に対して課される税が存在しないか、所得に課される税の負担が各事業年度の所得の 100 分の 25 以下であるものが特定外国子会社等に該当する。

イ その保有する外国関係会社の直接又は間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式総数又は総額に占める割合が 100 分の 5 以上である居住者

ロ 直接又は間接保有の外国関係会社株式等の保有割合が 100 分の 5 以上である同族株主グループに属する居住者

(注) 非居住者で次の者をいう。

- ① 居住者の親族
- ② 居住者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 居住者の使用人
- ④ ①～③以外の者で居住者からの金銭等で生計を維持している者
- ⑤ ②～④の者と生計を一にする親族
- ⑥ 内国法人の役員及びその特殊関係使用人

(3) 保有する株式等の合計数等に占める割合(措法 40 条の 4 第 2 項一号)

外国関係会社に該当するか否かを判定する際に、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有する直接、間接保有の株式等の発行済株式又は出資の合計数又は合計額に占める割合については、次のイ～ハの場合には、それぞれイ～ハの定める割合といずれか高い割合により、100 分の 50 を超えるか否かを判定することとされている。

イ 剰余金の配当等に係る議決権の数が 1 個でない株式等を発行している法人…保有する議決権の数が当該外国法人の議決権の総数に占める割合

ロ 剰余金の配当に係る請求権の内容が異なる株式を発行している法人…保有する請求権に基づく剰余金の配当等の額が当該外国法人の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額に占める割合

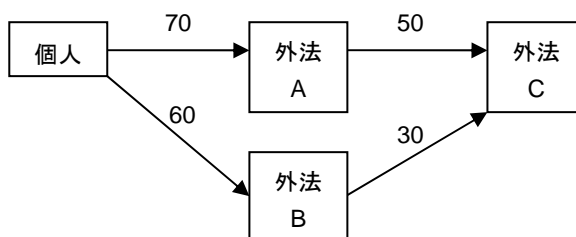
ハ 剰余金の配当に関する議決権の数が 1 個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人…イ又はロのいずれか高い割合

また、居住者等が保有する直接、間接保有の株式等がその外国関係会社株式等の総数又は総額の 100 分の 5 以上であるか否か等を判定する場合においても、以上の考え方と同様の考え方により判定を行うこととなる。

(4) 間接保有割合の計算方法(措令 25 条の 21 第 2 項二号)

例えば、外国法人 A、B、C の持ち株割合を以下のとおりとすると、個人が外国法人 C を間接に保有する株式の数又は金額は、外国法人 C の発行済株式等に次の割合を乗じて計算される。

$$70\% \times 50\% + 60\% \times 30\% = 53\%$$



また、個人と外国法人 C との間に複数の外国法人が介在し、株式等の所有を通じて連鎖関係にある場合には、それぞれの持株割合を順次乗じて計算を行うこととなる。

(5) 各事業年度の所得に課される税負担が 25%以下であるか否かの判定(措令 25 条の 19 第 1 項、2 項)

イ 以下の所得金額の調整を行った上で、次の式により判定を行う。

$$\frac{\text{本店所在地国及びその他の国で課される外国法人税の合計(注)}}{\text{本店所在地国の法令により計算した所得金額}} \leq 25\%$$

(注) 本店所在地国の法令、租税条約の規定で納付したとみなされる金額を含む。

(所得金額の調整)

- ① 本店所在地国の法令で課税標準に含まれない所得の加算(本店所在地国に所在する法人からの受取配当等及びその他の国に所在する子会社からの配当等で持ち株割合等により免税とされているものを除く)
 - ② 損金に算入された支払い配当等の額の加算
 - ③ 損金の額に算入された納付外国法人税の加算
 - ④ 保険準備金の積立額のうち損金算入限度超過額の加算
 - ⑤ 保険準備金の取崩しに係る益金算入不足額の加算
 - ⑥ 益金の額に算入した還付外国法人税の減算
- ロ 本店所在地国の外国法人税の税率が、所得の額に応じて高くなる場合には、イの計算式中の外国法人税の額はその最も高い税率で計算できるとされ、所得金額が欠損である場合には、主たる事業が黒字だとした場合の税率により判定することとされている。

(6) 適用除外(措法 40 条の 4 第 4 項、措令 25 の 22 第 2 項)

タックスヘイブン対策税制は、タックスヘイブンに所在する法人を利用して税負担を回避することを防止するための規定であり、以下のイ、ロ及びその営む事業によりハ又は二のいずれかの要件を満たし、正常な経済活動の一環としてタックスヘイブンに法人を有していると認められるときには、適用が除外される(注)。

- イ 特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国、地域に、その事業を遂行するに足る事務所、店舗、工場その他の固定的施設を有すること(実体基準)
- ロ 特定子会社等がその本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を行っていること(管理支配基準)
- ハ 特定子会社の行う事業が卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空業である場合には、その主な取引の 50%超を非関連者で行っていること(非関連者基準)
- 二 不動産業、物品賃貸業及びその他の事業である場合には、その事業を主として本店所在地国で行っていること(所在地国基準)

(注1) その営む主な事業が①株式(出資を含む)若しくは債権の保有、②工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式等(これらの権利の使用権を含む)若しくは著作権等の提供、③船舶若しくは航空機の貸付け、である場合には以上の要件を満たしても適用除外とはならない。

(注2) 以上の要件イ～二のうち、イとロを満たしているものの、ハまたは二の要件を満たさない場合には、適用対象金額の計算上、当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費の 10%を、以下のとおり計算される適用対象金額からさらに控除することとされている。

(7) 適用対象金額の計算

適用対象金額の計算は、原則的には本邦法令の規定に準じて計算することとされているが、本店所在地国の法令の規定に基づき計算する方式を選択することもできる。

- イ 本邦法令の規定に準じて計算する方式(措法 40 条の 4 第 2 項二号、措令 25 条の 20 第 1 項)

特定外国子会社等の決算に基づく所得に以下の調整を行い、本邦法令の規定に準ずるものとして計算した金額(「基準所得金額」という。)を算出し、この金額から控除対象配当等の金額がある場合にはその金額を控除し、これにその事業年度開始前 7 年以内に開始した事業年度に生じた欠損の金額及び基準所得金額に係る税額の調整を行う。

A 基準所得金額の算出

法人税法の規定に従い基準所得金額を計算するが、以下の調整を行う。

[法人税法の規定で適用しないもの]

- ① 受取配当等の益金不算入
- ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入
- ③ 還付金等の益金不算入
- ④ 法人税額等の損金不算入

- ⑤ 法人税額から控除する外国税額の損金不算入
- ⑥ 不正行為等に係る費用等の損金不算入
- ⑦ 青色申告における欠損金の繰越
- ⑧ 青色申告でない場合の災害による損失金の繰越
- ⑨ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入
- ⑩ 連結納税関連

[租税特別措置法の規定で適用するもの]

- ① 特定設備等の特別償却
- ② 医療用機器等の特別償却
- ③ 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
- ④ 保険会社等の異常危険準備金
- ⑤ 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
- ⑥ 特別修繕準備金
- ⑦ 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ⑧ 交際費等の損金不算入
- ⑨ 特定資産の買替え関連(措置法 65 条の 7、第 1 項の表十九号に規定される船舶に係る部分)
- ⑩ 国外関連者との取引に係る課税の特例
- ⑪ 組合事業等による損失がある場合の課税の特例

B 控除対象配当等の控除(措令 25 条の 20 第 3 項、4 項)

居住者に係る特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から配当等を受ける場合には、次のとおりその配当等の金額は二重の課税を排除する趣旨から適用対象金額の計算上控除される。当該他の特定外国子会社等のその配当等の支払いに関する基準日の属する事業年度における当該特定外国子会社の配当可能金額のうち出資対応配当可能金額として計算される金額をその支払い配当等の額が超えていない場合で、かつその事業年度に課税対象金額が生ずる場合には、その配当等の額が控除される。出資対応配当可能金額をその支払い配当等の金額が超えている場合には、順次それ以前の課税対象金額が生ずる事業年度の出資対応配当可能金額に充当するものとして計算された配当等の合計額が控除される。

C 適用対象金額の算出

基準所得金額から控除対象配当等がある場合にはその金額を控除し、さらに、以下の調整を行い適用対象金額を算出する。

- ① 当該事業年度に納付する法人所得税を加算する(還付される金額があれば控除する)。
- ② 当該事業年度開始前 7 年以内に開始した事業年度(特定外国子会社等に該当しなかった事業年度を除く)において生じた欠損金の繰越額を控除する。

ロ 本店所在地国の法令により計算する方式(措令 25 条の 20 第 2 項)

本邦法令の規定に準じて計算する方式に代えて、本店所在地国における法人税等に相当する税の規定により計算される所得に以下の加算調整及び減算調整を行って基準所得金額を算出し、この金額に、本邦

法令に基づく計算方式の場合と同様、控除対象配当等の控除((7)イB)、欠損金の繰越額及びその事業年度の法人所得税の調整((7)イC)を行って適用対象金額を算出する。

A 加算調整

- ① 本店所在地国の法令により課税所得とされていない所得
- ② 損金に算入された支払い配当等
- ③ 国内法の規定に基づき計算した減価償却限度超過額
- ④ 資産評価損の損金不算入の規定に従い計算された損金不算入額
- ⑤ 役員給与の損金不算入又は特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の規定に従い計算された損金不算入額
- ⑥ 過大な使用人給与の損金不算入の規定に従い計算された損金不算入額
- ⑦ 寄付金の限度超過額
- ⑧ 損金に算入されている納付法人所得税額
- ⑨ 損金に算入されている繰越欠損金の額
- ⑩ 保険準備金の積立額のうち損金算入限度超過額
- ⑪ 保険準備金の取崩しに係る益金算入不足額
- ⑫ 交際費の損金算入限度超過額
- ⑬ 組合事業に係る損金算入限度超過額等

B 減算調整

- ① 組合事業に係る組合等損失超過合計額(繰越損失)がある場合等の損金算入限度額までの金額
- ② 益金に算入されている還付法人所得税額
- ③ 益金に算入されている資産の評価益

(8) 課税対象金額の計算(措令 25 条の 21 第 1 項、2 項)

課税対象金額は、適用対象金額から以下の金額を控除した後、その特定外国子会社等の発行済み株式等の数又は金額のうち居住者が保有する株式等(請求権勘案保有株式等(注))の数又は金額の割合を乗じて計算する。

- イ 各事業年度の剰余金の処分により支出される金額(法人所得税及び配当等の額を除く)
- ロ 各事業年度の費用として支出された金額のうちで、適用対象金額の調整によりその金額に含まれている金額

(注) 居住者が直接保有する外国法人の株式等の数又は額及び間接保有の株式等の数又は金額の合計であり、その保有割合の計算は(3)、(4)に記載した方法と同様の考え方による。

なお、税制改正前の規定では、特定外国子会社等が居住者・内国法人等に配当等を行った場合、原則として、その金額は課税対象留保金額(新法における「課税対象金額」)の計算上控除することとされていたが、外国子会社配当益金不算入制度により、適用対象金額・課税対象金額の計算上控除しないこととなった。

(9) 雑所得の金額の計算(措令 25 条の 21 第 3 項)

特定外国子会社等の課税対象金額に係る雑所得は、課税対象金額から以下の金額を控除した金額となる。

イ 特定外国子会社等の株式を取得するための負債利子

ロ 特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額のうち配当所得の金額から控除される額に対して課される外国所得税の額

内国法人に対し外国子会社益金不算入制度が導入されたことに併せ、後述のとおり、居住者についてもその居住者に係る特定額外国子会社等から受ける剰余金の配当等のうち一定の金額は配当所得の金額から控除することとされた。このため、この控除される部分(配当所得として課税されない部分)に課される外国税額については、外国税額控除の控除対象外国税額から除かれる一方、雑所得の経費として控除することとされている。

2 特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の配当所得からの控除(措法 40 条の 5、措令 25 条の 23)

(1) 概要

内国法人に対する外国子会社益金不算入制度の導入と併せ、居住者がその居住者に係る特定外国子会社等から剰余金の配当等を受ける場合には、その金額を以下の金額の合計額を限度として、当該特定外国子会社等から受ける配当等に係る配当所得の金額から控除することとされた。

イ 特定外国子会社等から剰余金の配当等の支払いを受ける日の属する年分において、当該特定外国子会社等の課税対象金額で雑所得の総収入金額に算入されるもののうち、その居住者の有する直接保有の株式の数等に対応する部分の金額。

ロ その年の前 3 年以内の各年分において、雑所得の総収入金額に算入されたもののうち、その居住者の有する直接保有の株式の数等に対応する部分の金額(各年において、剰余金の配当等があり、既にイにより控除済みの部分を除く)。なお、これを「課税済金額」という。

(2) 適用対象(附則 31 条 2 項及び 3 項)

この規定は、当該特定外国子会社等の新法の施行日(平成 21 年 4 月 1 日)以降に開始する事業年度について、剰余金の配当等の額がある場合に適用され、それより前に開始する事業年度の配当等については、旧法の規定が適用される。

また、配当所得から控除する金額の限度額を計算する場合(上記(1)の計算)において、旧法における課税対象留保金額(雑所得に係る総収入金額に含まれる部分)又は控除未済配当等の額(旧措置法 40 条の 5 第 1 項 2 号)のうちその前年以前 3 年内の各年分に対応する部分の金額は、それぞれ(1)のイ、ロに記載した対応する金額とみなして新法が適用される。

(3) 適用要件

この規定は、課税済金額に係る最も古い年分以降連続して確定申告書を提出し、課税済金額に係る明細書及び剰余金の配当等に係る明細書が添付されている場合に限り適用することとされている。

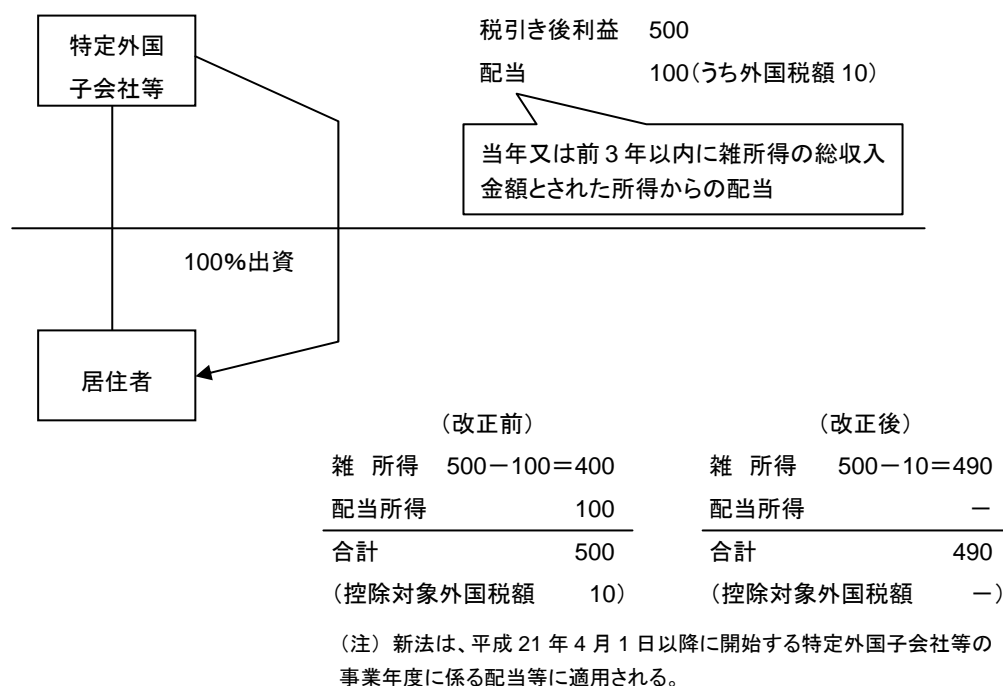
3 外国税額控除の改正

上述(1(8)口)のとおり、特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等のうち、配当所得から控除される部分の金額に課される外国税額については、特定外国子会社等の課税対象金額に係る雑所得の計算上控除することとされており、法人の場合と異なり、個人には間接税額控除の制度がないため、この部分の外国税額については外国税額控除の控除対象税額には該当しないこととされた(所令 222 条の 2 第 4 項三号)

なお、外国税額控除における控除限度額の計算において、特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の配当所得からの控除の適用がある場合には、その控除後の金額により計算することとされ、また、特定外国子会社等の課税対象金額に係る雑所得の金額は国内源泉所得に含まれることとされている(措令 25 条の 24 第 2 項)。

4 課税関係のまとめ

税制改正前と改正後におけるタックスヘイブン対策税制に係る課税関係をまとめる以下のとおりになる。



5 税制改正大綱の概要

昨年末に公表された平成 22 年度税制改正大綱には、タックスヘイブン対策税制の改正に係る主な項目として以下の項目が盛り込まれており、平成 22 年度においても大幅な改正があると見込まれる。

- (1) 特定外国子会社に該当する要件である各事業年度の所得に対する税の負担割合を現行の 25% 以下から 20% 以下へ引き下げる。
- (2) 外国子会社合算税制(居住者における雑所得課税)の適用を受ける内国法人等が直接又は間接に外国関係会社株式を保有する割合の要件を現行の 5% 以上から 10% 以上に引き上げる。

- (3) 適用除外基準の見直し。なお、実体基準及び管理支配基準を満たす場合で所在地国基準又は非関連者基準を満たさない場合における人件費相当額の 10%の控除は廃止される。
- (4) 適用除外要件を満たす特定外国子会社等であっても、一定の資産性所得合算課税の対象とする制度を導入する。

(注) 以上の改正は、特定外国子会社等の平成 22 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用することとしている。

トーマツグループはデロイト トウシュ トーマツ(スイスの法令に基づく連合組織体)における日本のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツと税理士法人トーマツ、およびそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 6,700 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、スイスの法令に基づく連合組織体のデロイト トウシュ トーマツおよび相互に独立した個別的法的存在であるネットワーク組織のうちのメンバーファームのひとつあるいは複数数を指します。デロイト トウシュ トーマツとメンバーファームの法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。